

## 第9次北海道卸売市場整備計画(案)の概要

平成23年12月8日  
経済部中小企業課

### 第1 計画策定の基本的な考え方

#### 1 計画策定の趣旨

本計画は、卸売市場法第6条に基づき、国の「卸売市場整備基本方針」（平成22年10月公表）等を踏まえて、社会環境の変化に的確に対応し、安定的な生鮮食料品等の供給の確保等の役割を果たすことができるよう、今後の卸売市場のあり方を示すとともに、卸売市場の計画的な整備等を推進することを目的に策定。

#### 2 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間。

### 第2 卸売市場を巡る情勢と見通し

#### 1 卸売市場を取り巻く環境の変化

・人口の減少、少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化等に伴い、生鮮食料品等の需要量は減少傾向。また、流通経路の多様化等により、卸売市場の取扱数量も減少傾向。

#### 2 卸売市場の現状

・道内の卸売市場は80あり、うち総合卸売市場が23、専門卸売市場が17、水産物産地卸売市場が40となっている。  
・取扱金額は平成2年をピークに年々減少。

#### 3 卸売業者・仲卸業者の現状

・消費地卸売市場の卸売業者は、小規模な事業者が多く、利益率の低下等により経営環境は厳しい。水産物産地卸売市場の卸売業者は、大部分が漁業協同組合であるが、近年、利益率の変動が大きい。

#### 4 卸売市場における流通の見通し等

・人口の減少等に伴う需要量の減少や、市場経由率の低下に伴い、卸売市場の取扱数量も減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと見込まれる。

### 第3 卸売市場が抱える課題

#### 1 卸売市場の基本的機能の強化

・卸売市場の現状や今後の見通しを踏まえると、生鮮食料品等を生産者から集荷して買受人に販売するという機能（集荷・分荷機能）やせり・入札等による公正な価格を形成するという機能（価格形成機能）など、卸売市場の本来の機能をより一層効果的に発揮することが必要。

## 2 卸売市場の活性化

- ・卸売市場の活性化を図るため、食の安全・安心の確保に向けた取組など社会的なニーズへの対応や地域の様々な団体と連携した、卸売市場の地域における流通の基幹的なインフラとしての役割を発揮していくことが必要。

## 第4 卸売市場の今後の方向性

### 1 卸売市場の目指す姿

環境変化に対応した卸売市場機能の維持・強化を図るとともに、生産者団体、小売業者等との連携を図りながら、地域が抱える流通課題に積極的に関わっていくなどにより、地域とともに事業活動を行っていく卸売市場を目指す。

### 2 計画の基本方向

卸売市場の抱える課題や目指すべき姿を踏まえ、本計画においては次の方向に沿って卸売市場の整備及び運営を行う。

- 卸売市場の機能の強化及び効率的な流通ネットワークの構築
- 卸売市場による社会的ニーズ等への対応
- 卸売業者及び仲卸業者の経営基盤の強化等

### 3 卸売市場の活性化に向けた取組

- ・生産者等に対する消費者情報の提供や生産品目の提案等を通じた信頼関係の強化を図っていくほか、道外の卸売市場等との情報交換を通じて、新たな産地や新商品の発掘等により、幅広い品揃えを進めるなど、卸売市場の基本的機能である生鮮食料品等の集荷・分荷機能の強化に努める。
- ・地域の小売店や量販店等のニーズに対応したサービスの拡大など事業領域の拡大を図りながら、卸売業務の強化に努める。
- ・複数の卸売市場が連携した共同集荷の取組など、市場間連携による販売力、集荷力、品揃え力の充実を図る。
- ・食の安全・安心の確保に向け、衛生管理の高度化やトレーサビリティの確保等に努めるとともに、コンプライアンスの徹底に向けた取組を進める。
- ・いわゆる「買い物弱者」の存在など、地域が抱える流通課題に対して、周辺の小売店や地域住民等と連携して取り組むなど、市場の多機能化や地域課題の解決に向けた貢献につながる取組が期待されている。

### 4 卸売市場の施設の整備・運営等

- ・卸売市場の施設について、計画的な整備や施設の効率的な利用及び維持管理の適正化等を図る。

### 5 取引及び物品の取扱の合理化等

- ・効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講ずること等による取引の合理化や、商品管理の適正化、食品衛生の確保、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮した取組を進める。

- ・卸売市場関係者は、施設の整備と併せて、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化など、品質管理の高度化に向けた取組を進める。

## 6 卸売業者及び仲卸業者の経営基盤の強化

- ・卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するため、増資等による財務体質の強化や市場間連携等による事業領域の拡大等により財務体質を強化するとともに、計画的な研修の実施等による人材の育成や労働環境の整備により従業員の資質向上を図る。

## 7 卸売市場の適正配置

- ・目標年度における卸売市場の配置については、消費地卸売市場は29市町、水産物産地卸売市場は33市町への配置を基本とする。

# 第5 計画の推進方法

## 1 推進体制

道や卸売市場関係者、関係団体がそれぞれの役割を果たすことにより、本計画の効果的、効率的な推進を図る。

### ○行政の役割

- ・道は、本計画の普及・啓発に努めるとともに、卸売市場に対して適切な指導・助言を行っていくほか、効率的な流通ネットワークの構築や地域との協働による地域課題への対応等の取組を促進するための必要な措置を検討する。
- ・公設卸売市場の開設者である市町村は、本計画の趣旨を踏まえ、公設卸売市場の健全な運営の確保に努める。
- ・民営卸売市場所在市町村は、本計画に基づいた取組を行おうとする卸売市場に対し、道と連携して適切な指導・助言の実施に努める必要がある。

### ○卸売市場関係者の役割

- ・卸売市場関係者（開設者、卸売業者、仲卸業者、買受人等）は、地域の多様な主体や卸売市場間の連携を視野に本計画に基づいた取組を進める。

### ○関係団体の役割

- ・一般社団法人北海道市場協会は、会員である卸売業者等に対し、計画の普及を図り、本計画に基づいた卸売市場の取組を促進するため、指導・助言等の支援を行う。

## 2 進行管理

道は、毎年度、計画の推進状況を把握し、北海道卸売市場審議会等において報告する。